

公正取引委員会におけるワークライフバランス推進強化月間の取組

全省的な取組

<大臣、事務次官等からのメッセージの発信>

事務総長から全職員に向けて、幹部・管理職員が従来の業務のやり方を徹底的に見直すなどして部下職員の超過勤務の縮減、早期退庁及び積極的な休暇取得を実現すること、幹部・管理職員自らが率先してこれらに取り組むこと、各職員においても更に効率的な働き方へ改めるようにすることなどを内容とするメッセージを発信する。

<ゆう活(夏の生活スタイル変革)と超過勤務縮減の徹底>

- ・強化月間中の勤務開始時刻を原則1時間早めることとし、各職員において20日以上の実施に努める（他律的な業務を行う職員であっても可能な限り実施するよう努める。）。
- ・事務総長、部局長等の幹部職員は、自ら率先して定時退庁を行うとともに、庁内のフロア巡回の実施等により、職員の早期退庁を促す。
- ・原則として16時15分以降は、会議や打合せを行わない。

<テレワークの推進強化>

本局勤務の全管理職員において最低1日以上テレワークの実施を励行する。

<休暇(年次休暇・夏季休暇)の一層の取得促進>

夏季休暇3日＋年次休暇2日以上連続5日以上休暇取得を呼び掛ける。



独自の取組

・強化月間中の連続した一定期間（2週間程度）を「超過勤務縮減強化期間」に設定し、庁内放送による呼び掛けや幹部職員等のフロア巡回の実施等により、事務総局全体で超過勤務縮減の徹底を図る。

・毎月特定の時点で当該月の超過勤務時間が一定時間を超えている職員が明示されるよう超勤実績集計システムを改良し、管理職員は、これを活用して部下職員の超過勤務の縮減に努める。

・これまでに各課室がそれぞれ行った業務改善の取組事例を共有することにより、事務総局全体で業務の効率化を推進する。